

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3339号)

令和8年5月7日

横情審答申第3339号

令和8年5月7日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年3月21日市市情第1715号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会13期委員の口座振替申出書、(2) 横浜市個人情報保護審議会第13期委員の口座振替払申出書、(3) 横浜市個人情報の保護に関する第三者評価委員会委員（任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで）の口座振替払申出書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会13期委員の口座振替申出書、(2) 横浜市個人情報保護審議会第13期委員の口座振替申出書、(3) 横浜市個人情報の保護に関する第三者評価委員会委員（任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで）の口座振替申出書」を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月18日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 個人の住所、電話番号、旧姓使用しているか否かが分かる部分、源泉徴収票に記載する住所が分かる部分、振込先金融機関名、口座種別及び口座番号は、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別されるため、条例第7条第2項第1号に該当し、不開示とした。
- (2) 法人の振込先金融機関名、口座種別及び口座番号は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第2項第3号アに該当し、不開示とした。
- (3) 弁護士印の印影は、開示することにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第3号アに該当し、不開示とした。
- (4) 旧姓使用しているか否かが分かる部分に関し、横浜市では旧姓使用しているか否かを公表する慣行はないため、条例第7条第2項第1号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。

そして、弁護士名簿登録の戸籍上の氏名及び弁護士職務上の通称名の両方につい

て、官報公告されているのは、日本弁護士連合会が、弁護士自治に基づく内部規範である日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に基づき行っているものであり、実施機関が附属機関の委員の氏名を公にしている趣旨とは異なる。また、過去に官報に公告された事実のみをもって、戸籍上の氏名が直ちに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは認められない。

- (5) 個人の住所のうち、都道府県、市（行政区を含む。）及び町名の部分について、実施機関内の他部署では当該部分を開示していることをもって「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは認められない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、金融機関口座申出書の氏名の中で、苗字の開示を求める。
- (2) 本件処分を取り消し、金融機関口座申出書の住所の中で、都道府県、市（行政区を含む。）、町名の開示を求める。
- (3) 横浜市の附属機関の審査会、審議会の構成員は、私人であっても社会的に一定の影響力を持つ経営者や医者や大学教授、弁護士であって、みなし公人や準公人に区分されることから、プライバシー権の制限があり、その氏名の公表も対象である。

また、弁護士名簿登録の戸籍上の氏名及び弁護士職務上の通称名の両方については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定により官報でもって公告されている。官報は、横浜市図書館で無料で閲覧が可能でもあり、全国民に周知されるものである。

- (4) 近年は、本人同一性確認が甘いインターネットバンキングが盛んになっており、本来は、戸籍上の氏名が変更になれば、金融機関に口座名義変更をする必要があるが、それを故意に行わず、市からの報酬が本来あるべき口座でない、例えば旧姓等の口座は閉鎖するべきところに振り込まれる事態になる。
- (5) 女性弁護士の半数が旧姓等通名を利用し、いわゆる二刀流で口座開設をしており、一部で問題化している。
- (6) 個人の住所につき、実施機関が同じ市長部局では、都道府県、市（行政区を含む。）、町名を開示しており、不当な処分である。
- (7) 現状として開示請求に対して個人の住所の開示については、本人氏名全部が匿名化情報をしている場合には、町名まで開示されている。

大学教授、弁護士、税理士、公務員ら準公人は、氏名全部開示されている場合でも、行政区及び町名まで開示されている。氏名全部が開示されていても、町名以下街区符号まで開示の対象になることもある。

5 審査会の判断

(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会、横浜市個人情報保護審議会及び横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の委員報酬支払事務について

市民局市民情報課では、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）並びに横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）及びその部会である横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）に関する事務を所管しており、これらの附属機関の各委員への報酬支払等の事務を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、第13期（令和6年7月1日から令和8年6月30日まで）の審査会の委員の口座振替申出書、第13期（令和6年6月1日から令和8年5月31日まで）の審議会の委員の口座振替払申出書及び令和6年6月1日から令和8年5月31日までが任期の委員会の委員の口座振替払申出書である。

審査請求人は、審査請求書において、苗字、すなわち旧姓使用しているか否かが分かる部分並びに個人の住所のうち、都道府県、市（行政区を含む。）及び町名の部分の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の

遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 旧姓使用しているか否かが分かる部分については、これを公にすることによって、既に公開されている委員名簿等の他の情報と照合することにより、各委員が旧姓を使用しているか否かが判明する。そして、各委員が旧姓を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、横浜市において、各委員の戸籍上の氏及び旧姓を使用しているか否かを公にしているという慣行はなく、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

審査請求人は、弁護士名簿登録されている戸籍上の氏名及び弁護士の職務上の氏名の両方について、官報で公告されていると主張しており、これは本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。

弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関することであるため、当該事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、会則に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。

しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が委員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である委員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって各委員の戸籍上の氏名及び旧姓を使用しているか否かが分かる部分が「慣行として公にされ、又は公

にすることが予定されている」とはいえない。

したがって、旧姓を使用しているか否かが分かる部分は、本号ただし書アに該当しない。

ウ 個人の住所のうち、都道府県、市（行政区を含む。）及び町名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 3 月 21 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 5 月 7 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 8 年 3 月 5 日 (第52回第四部会)	・審議
令和 8 年 4 月 2 日 (第53回第四部会)	・審議